

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより

第32号

<発行>特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 (事務局)さいたま市浦和区仲町 2・13・8

この一年を振り返って

副理事長 石原 雅哉

平成 24 年は、6 年に一度の、医療&介護同時の制度改正報酬改定の年でした。

中でも「地域包括ケアの推進」が今回の介護保険制度改正の目玉の一つです。地域包括ケア推進に向け、重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるために新しいサービス「定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービス」等が創設されました。

しかし、これらはまだ緒に就いたばかりです。さらには、加算・減算の改定の他、支給限度額管理外の項目も増え、生活援助と通所介護の時間区分が変更されています。当協会は改正等の事項が順調に滑り出すよう、はろーケアマネ相談窓口を独自に週1回実施し、ケアマネの支援体制の充実を図ってきました。多くの質問や相談がありましたが、大きな混乱もなく進ちよくしたと思っております。

また、社会保障審議会介護保険部会からは[ケアマネジメントについて]様々な指摘を受け、「介護支介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」では議論の中間的な整理も発表され、今後の方向付けがなされています。私たちは大いにこれらに注目し、状況に応じて、日本介護支援専門員協会と共同して意見の発信していかねばなりません。

我々の仕事はこのように法や制度によって、また、国の考えに沿って変わらざるを得ない側面がありますが、一番大切なことは目の前のご利用者の日々の生活の支援であることを忘れてはならないと思います。ご利用者、ご家族のQOLの向上のために、法に合わせるのではなく、法を活用する姿勢が求められます。

一方、当協会では、様々な企画を実施しました。ケアマネジャーとして求められる専門性と資質の向上に見合う学びの領域・課目を明確化し、個々のケアマネジャーの自己研鑽を促進するため、そして、ケアマネジャーの社会的評価を高めるために「スキルアップ手帳（研修単位認定制度）」を導入しました。

また、実地指導の立ち会い制度をすでに導入していましたが、今年ようやく2事業所の立ち会いを行うことができました。今後はさらに、皆さんに周知を図り、多くの事業所のお役に立ちたいと考えております。

更には、福祉サービス第三者評価においても初めて実施し、多くのノウハウを得ることができました。

それぞれの企画や事業には、様々な制約や理想どおりにはいかない部分もありますが、来年度はさらなる飛躍ができるようにしたいと考えております。

介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理

「介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理」が公表された。今後の介護支援専門員のあり方、方向性について重要な資料である。

制度の見直しについては「社会保障審議会介護保険部会」、報酬改定については「社会保障審議会介護給付費分科会」で議論を進め、研修内容などの見直しは速やかに取り組みを進めることが適当であるとしている。

概略、以下の見直しの方向となった。

- i. 介護支援専門員実務研修受講試験の見直し。
- ii. 研修の見直しでは、研修をどのように理解しているか終了評価の実施。
- iii. 就業後 1 年未満の介護支援専門員対象の実務従事者基礎研修の必修化、現場実習の導入(OJT)。
- iv. カリキュラム改訂では「認知症」「リハビリテーション」「看護」「福祉用具」の必修化。
- v. 更新研修では、勤務地以外の都道府県での研修や外部研修の読み替え可能にする。
- vi. サービス担当者会議では課題抽出するための新様式の活用。
- vii. 保険者機能の強化では、居宅介護支援事業所の指定を市町村が行う。
- viii. インフォーマルサービスのみのような、給付が発生しない場合であっても、適切に評価する。
- ix. 介護予防にあっては、地域包括支援センターに担当の介護支援専門員の配置を推進。ケアマネジメントプロセスの簡略化。

以下に、紙面の都合上、中間報告の概要のみ掲載します。詳細に関しましては、厚労省、JCMAのHPをご覧になりご確認をお願いいたします。

§ 1. 背景

団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年以降、要介護発生率が急速に高まると予想される。更には、認知症高齢者、高齢者のみの世帯等の増加も見込まれる。住み慣れた地域で生活を出来るよう、地域包括ケアシステムを日常生活圏域で実現することが重要な政策策題となっている。

要介護者等、その人に相応しいサービスを総合的(介護・医療・インフォーマル)に提供することが以前よりもまして求められ、介護支援専門員の資質やケアマネジメントの質の向上に対して大きな期待がなされている。このような中で各種の部会で検討・報告がされた。

- 1) 介護給付費分科会、介護保険部会の報告 <介護保険部会 (H22.11.30) > 、
<介護給付費分科会 (H23.12.7) >
○ケアプラン、ケアマネジャーの質の向上の必要性 ○施設のケアマネジャーの位置づけの明確化の必要性 ○ケアマネジメントの在り方の検討の必要性
- 2) 社会保障・税一体改革 <大綱 (H24.2.17) >
○ケアマネジメント機能の強化 ○自立支援型ケアマネジメントの実現に向けた制度的対応
- 3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会
平成 24 年 3 月以降 7 回の検討会が開催され本中間的な整理として報告された。

§ 2 総 論

- 保険給付は、要介護状態の維持・改善に資するように行われ、利用者本位による保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されなければならない。
- 一方、利用者についても、努力義務がうたわれており、進んでリハビリテーションやその他の適切なサービスを利用することで、自らが有する能力の維持向上に努めるとされている。
- 介護支援専門員は、介護保険を運用する要として、重要な役割を担っている。
制度創設から 10 年経過し、国民の間にも定着し、要介護者等にとって欠かせない存在である。
- 介護支援専門員による適切なケアマネジメントは必要不可欠であり、その質向上は不断に求められる。
- 資格更新制を導入し更新時の研修を義務付けられたが、その後、医療の必要性が高い利用者や独居世帯の利用者、認知症利用者の増加等で、ケアマネジメントの質をより高くすることが求められている。
- 国の政策として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるように、医療、介護、予防住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいる。この橋渡しをする介護支援専門員への期待が高まっている。
- この検討会では、社会保障審議会等で指摘された課題を踏まえ、議論を重ね、ケアマネジメントについて検討すべき主な課題を次のように整理した。

- ①「自立支援」の考え方が不十分
- ②アセスメントが不十分
- ③担当者会議における多職種協働が不十分
- ④モニタリング、評価が不十分
- ⑤医療との連携が不十分
- ⑥インフォーマルのコーディネーター、地域のネットワーク化が不十分
- ⑦小規模事業者の支援、中立・公平性の確保についての取り組みが不十分
- ⑧介護支援専門員の能力向上の支援が不十分
- ⑨実務研修受講試験の資格要件、法定研修の在り方、研修水準の平準化などに課題
- ⑩施設における介護支援専門員の役割が明確でない

§3 各論

1) ケアマネジメントの質の向上について

(1) ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組み

～アセスメントの重要性と課題プロセスの明確化～

①介護支援専門員の判断として、どのような考えで利用者の生活全般の解決すべき課題を導き出したのかを明確にするケアプラン様式とは別の課題抽出のための新様式の活用を進める。

②多職種協働を促進してゆく。

～モニタリングにおける適切な評価の推進～

① ケアプラン様式とは別に適切な評価のための新様式の活用とデータ収集・集積を進める。

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験の見直し

・介護支援専門員に係わる様々な課題が指摘される中、今後、資質や専門性の向上を図ることが重要であるとし、経過措置を講じて法定資格保有者に限定することを基本に見直しを検討する。

(3) 介護支援専門員に係わる研修制度の見直し

①介護支援専門員の専門性を高め、資質向上させてゆく手段として研修は有効である。

②研修内容が理解されているか、研修修了時の修了評価の実施について検討する。

③実務研修の充実や、実務に就いたのち早い段階での実務従事者基礎研修の必修化を検討する。

④更新研修は、介護支援専門員証の有効期間の5年のうち計画的に受講することが難しいとの指摘がある。有効期間内に無理なく研修受講可能なように見直しを検討すべきである。

⑤研修カリキュラムの見直しもされなければならない。見直す際、「認知症」、「リハビリテーション」、「看護」、「福祉用具」等の課目は必修化を含めて研修内容の充実化を図るべきである。

⑥研修の平準化のため、国として研修実施の指導者用ガイドライン作りを推進すべきである。

⑦利便性を考慮し、都道府県の圏域を超えた研修や法定以外の研修を都道府県研修と読み替えることを検討すべきである。

⑧介護支援専門員の資質向上を図る上で、現場での実務研修の仕組みを検討すべきである。

(4) 主任介護支援専門員について見直し

①スーパーバイズ等の役割を果たすことが重要であり、その資質向上を図ってゆくことが必要である。

②研修終了後の修了評価、更新制について検討すべきである。

(5) ケアマネジメントの質の評価に向けた取り組み

①ケアマネジメントの質を評価する客観的な指標を整えることが重要である。このためにもケアマネジメントの評価について具体的な調査研究をすすめるとともに、データ収集・集積を継続してゆくべきである。

②ケアマネジメントの改善点等を明らかにするために、ケアマネジメント向上会議の取り組みを開始している。

2) 保険者機能強化等による介護支援専門員の支援について

介護支援専門員の資質向上への取り組みを効果的にするために、保険者の支援体制を以下のように充実する。

(1) 地域ケア会議の機能強化

地域ケア会議の設置運営については、H24 年 3 月に「地域包括支援センターの設置運営について」方針が示されている。

今後、全ての保険者にて実施されるよう、国はその制度の位置付けを強化すべきである。

(2) 居宅介護支援事業所の指定のあり方

居宅介護支援事業所の指定を市町村で行うよう見直しすべきである。

(3) 介護予防支援のあり方

①介護予防支援を担当する介護支援専門員の配置を推進する方策を検討すべきである。

②ケアマネジメントプロセスの簡略化について検討すべきである。

(4) ケアマネジメントの評価の見直し

①給付管理が発生しない場合であっても、介護支援専門員のケアマネジメントを適切に評価する仕組みも検討すべきである。

②簡素なケースについては効率化も検討すべきである。

3) 医療との連携の促進について

①介護支援専門員に係わる研修について、医療に関するカリキュラムの充実が重要である。

②医療関係者と連携しやすい環境整備が必要である。

③主治医意見書を入手しやすい取り組みやケアプランを主治医に提供する取り組みが重要である。

④自立支援に向けたリハビリ・福祉用具の活用の研修の充実。

4) 介護保険施設における介護支援専門員について

①施設の介護支援専門員について役割が不明確との指摘がある。

②ソーシャルワークやケアマネジメントに係わる知識や技術を有するものによる入所者に対する支援を充実させるために、生活相談員や支援員について、介護支援専門員との現状の役割分担に留意しながら介護支援専門員資格取得を進めるべきである。



「介護支援専門員の研修のあり方について」のアンケート結果
第 2 報

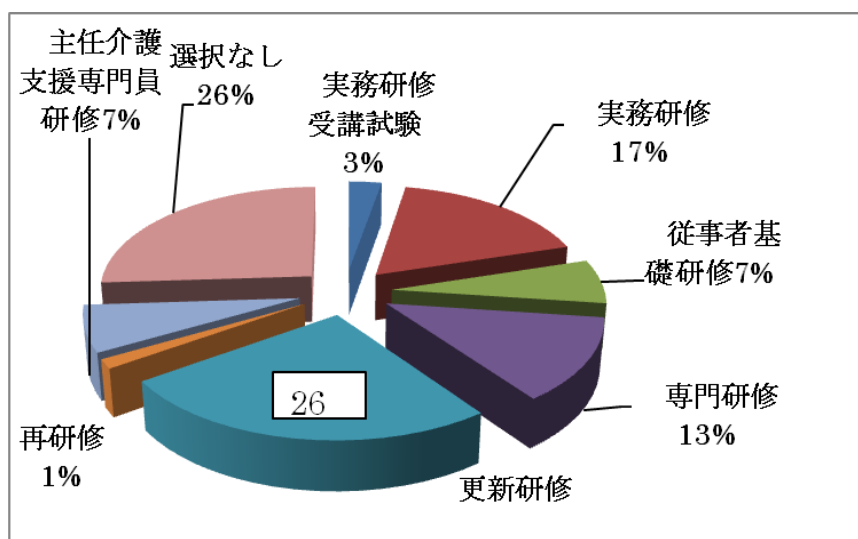
§ I. これまでの経緯

平成 24 年 6 月の県議会において、「県は国に対して研修の在り方について見直すよう求めるべきと考えます」との指摘がありました。埼玉県福祉部長は「平成 24 年の 3 月から、国において介護支援専門員の資質向上について議論されているので、この検討の中で現場の声を踏まえ検討されるよう働きかける」と答弁されました。これを踏まえ埼玉県から当協会の会員を指定してアンケートの依頼があったものです。本報告はその続編です。

§ II. アンケート結果 (Q 1 から Q 3 までの結果は、前号に掲載いたしました。)

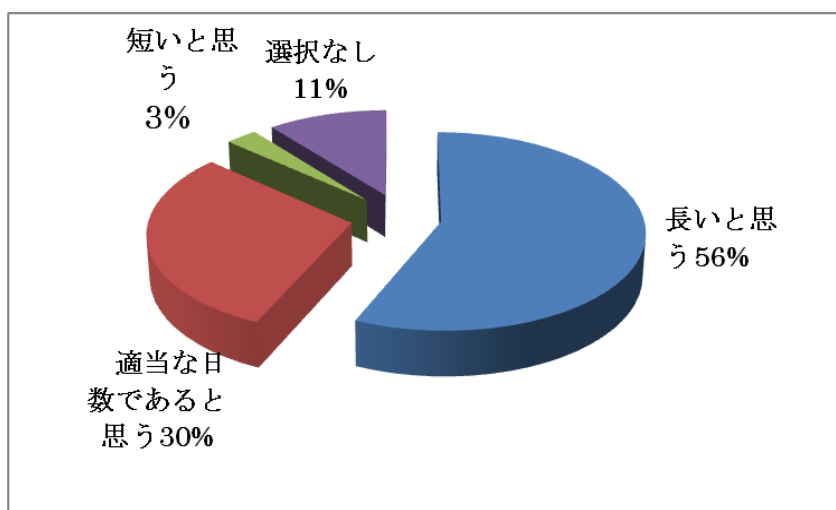
Q4 現在の研修体系の中で、一番内容に乏しいと考える研修は？

○ 1 位が更新研修 (26%)、2 位が実務研修 (17%) でした。



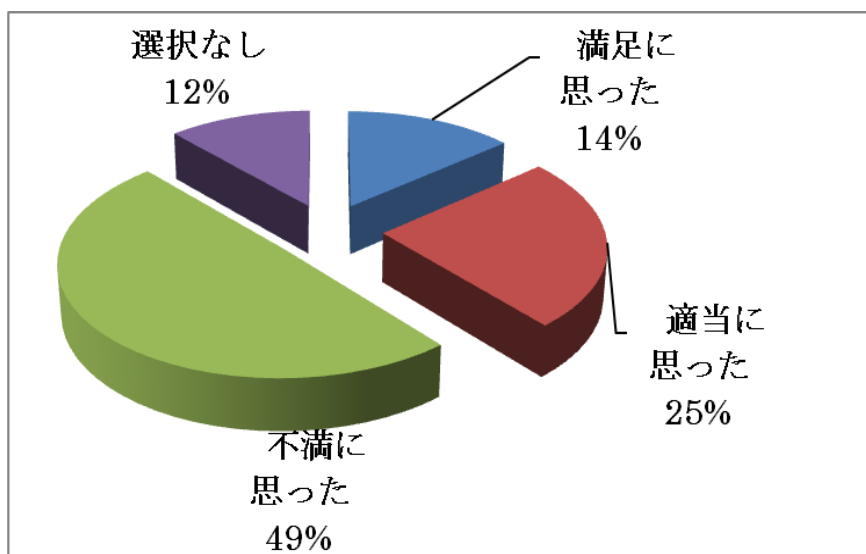
Q5 更新研修等の日数 について

56%の方が長いと感じている。



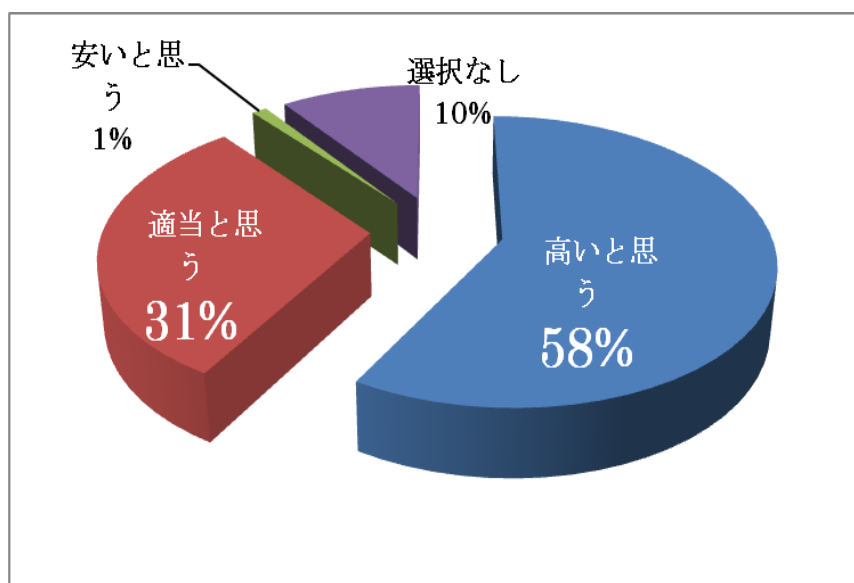
Q6 ご自身の受講した更新研修等の内容について

不満に思った方が約 5 割に上っている。



Q7 更新研修等の内容に比べて受講料は？

受講料が高いと思う人が 58% に達している。



その他自由記述

自由記述は、「Q 5 更新研修の日数」・「Q 6 ご自身が受講した更新研修等の内容」・「Q 7 更新研修等の内容に比べて受講料は」について、及び「更新研修等の内容を豊かにし、又、受講しやすくするための現実的な提案」を自由に記述するようにお願いしました。

§ III. アンケート結果を受けて

以上の結果を、埼玉県で分析され、以下の提言を、厚労省老健局振興課・日本介護支援専門員協会会長木村隆次氏（あり方検討会委員）・和光市保健福祉部長東内京一氏(あり方検討会委員)へ提言されました。

この提言は、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理」に、一部が反映されています。

埼玉県からの提言

① 更新研修課目の見直し

- ・民法、社会保障制度、医療分野等実務に直結した課目を拡充されたい。

② 研修受講の柔軟化

- ・資格取得前の実務経験と重複する課目の受講免除も可能な仕組みとされたい。
- ・更新研修受講に伴う負担軽減のため、柔軟な受講を可能とする単位制等を導入されたい。
- ・現在の登録と都道府県での受講から全国どこでも受講できる研修とし、研修内容も統一化(平準化)されたい。





③ 受講履歴の一元管理

- ・研修履歴を現在の都道府県から、一元的な組織(団体)による管理へと変更し、都道府県が最新の受講履歴をリアルタイムで把握し更新手続き等を行われるようにされたい。



学問の神様「天神様」

はろーケアマネ相談室

 <p>相談内容</p>	<p>経鼻胃管での経管栄養実施時の「エアの確認」については、たんの吸引等の実施項目でしょうか？</p>
 <p>助言</p>	<p><u>経鼻胃管での経管栄養実施の場合、実地演習での手順及び評価表には以下2つの留意事項が記されております。</u></p> <p>A 介護職員等は実施前の利用者本人への意思確認の際、「いつもの状態と変わりがないか」「胃部の張りや腹痛、吐き気がないか」などの確認を行ない、症状があるときには実施の前に利用者・家族・担当看護師に相談する。</p> <p>B 介護職員は実施前に、「チューブの抜けがないか、固定の位置を確認する」「口を開けられる場合は口の中でチューブがとぐろを巻いていないか」「利用者にチューブが抜けかかっている感じがしないか」確認し、抜けかかっているようであれば、注入を中止、ただちに医師・看護師に連絡する。</p> <p><u>以上のことから「エアの確認」は介護職員等によるたんの吸引等の実施項目には含まれません。</u></p>
 <p>相談内容</p>	<p>特定施設での歯科訪問診療の際の「歯科医師の診察の下での歯科衛生士による口腔唾液の吸引」は業務の範囲内でしょうか？</p>
 <p>助言</p>	<p><u>業務範囲内です。</u></p>

総会・研究大会のお知らせ

□平成25年度総会日程

総 会

- ・5月26日(日) : 10:00~12:30
- ・会 場 : 埼玉教育会館 2F
- ・議 案 : 事業報告・決算報告・事業計画案・予算案・
役員候補案の審議

基調講演

- ・5月26日(日) : 13:30~14:50
- ・会 場 : 埼玉教育会館 2F
- ・演 題 : 「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方検討会」
の今後の展望について(仮題)
- ・演 者 : 前厚労省老健局長 宮島 俊彦 氏

□研究大会

- ・5月26日(日) : 15:00~16:30
- ・会 場 : 埼玉教育会館 2F
- ・テーマ : 『 変 容 』

発表者募集中です。奮って申し込みください。お待ちしております。
申し込み用紙は、HPに掲載します。

賛 助 会 員 コーナー

・中央法規出版株式会社 東京営業所

ご支援ありがとうございます。

受付順、掲載の許可をいただいた事業所のみ掲載しております。掲載は2回
しております》

実地指導時の立ち会いについて

実地指導の立ち会い制度については、平成 22 年 9 月に制度化され、試行期間を経て平成 23 年から実施することになりました。

しかし、いろいろ照会がありましたが立ち会いの要件に適合する事案がありませんでした。ところが昨年末、たて続けに 2 事案の依頼があり、平成 24 年 2 月 2 事案について立ち会いました。

立ち会いを受けられた事業所の感想としては、「今回 2 回目の実地指導受けるにあたり、多くの不安があり、立ち会いを要請しました。その結果は「とても心強く安心して受けることになった」と、感謝の声をいただいております。特に一人ケアマネさんの新規の事業所にとって不安があることは予想されます。定期実地指導時などの要件がありますので、ぜひ当協会へお知らせください。ご相談をお受けいたします。又、お知り合いの方への周知をいただければ幸いです。

ウェルサポートの資格・研修

平成 25 年 4 月より資格制度が
変わります

介護職員初任者研修

平成 25 年 4 月開講

平成 25 年 4 月から「ホームヘルパー 2 級」が「介護職員初任者研修」に変わります。

介護の資格を取得する際の第一歩となる資格です。

日程: 第 1 回 4 月 3 日～ 第 2 回 10 月 5 日～
金額: 89,800 円(テキスト代・税込み)

介護福祉士実務者研修

平成 25 年 6 月開講

平成 27 年度から介護福祉士を受験するために必要となる資格です。

日程: 第 1 回 6 月 3 日～ 第 2 回 8 月 1 日～
第 3 回 10 月 4 日～ 第 4 回 12 月 2 日～
金額: 31,500～185,000 円(テキスト代・税込み)

※所持資格により金額・研修時間が異なります

実務者教員講習会

開講中

「実務者養成施設」の要件として専任教員の 1 人は「実務者教員講習会」の修了が必須となります。

日程: 第 1 回 4 月 6 日～ 第 2 回 6 月 8 日～
第 3 回 8 月 3 日～ 第 4 回 10 月 1 日～
第 5 回 2 月 4 日～
金額: 85,000 円(テキスト代・税込み)

お申し込み・お問い合わせはこちら

有限会社 在宅福祉支援推進センター

ウェルサポート

〒369-1246 埼玉県深谷市小前田 2822-3

TEL : 048-579-0800

FAX : 048-579-0808

※詳しくは下記のサイトにアクセス
ください。

<http://fukushishikaku.com>



理事公募のお知らせ

平成 25 年 5 月 26 日に開催されます総会において、規約により理事の改選が行われますので『自薦の理事候補者』を募集いたします。

様式自由です。F A X ・ メール ・ 郵送でお知らせください（お名前、住所、電話番号記載）

◆ 期限：4 月 15 日(月)



事務局からのお知らせ



■ ボランティアさん募集

自主、委託研修事業の資料および広報誌の印刷・製本作業を支援してくださるボランティアさんを募集します。作業時間は 10 : 00 ~ 15 : 00 間を予定しております。（交通費実費、昼食代支給）

ご協力いただける方は同封のボランティア協力シートに記入の上、F A X 送信お願いいたします。（月に 1 ~ 2 回程度予定しております）

■ クイズの回答

春の交通安全運動の一環として、再度、自転車の交通ルールを取り上げました。

答えは、A, B どちらも正しいです。法律上、自転車の通行が認められた歩道上を走行する場合、車道寄りを走ります。

編集後記

お雛祭りも過ぎ、桜が満開となりました。時の移り変わりの早さに寂しさを感じます。

田舎では、子供の成長を願い天神様を飾ります。そして 4 月 3 日には、兜に変わります。この風習も、地域により異なるそうです。いろいろな分野で人生の道を極めてもらいたいという願いです。

1 年があっという間に過ぎ、決算・予算作成に大わらわです。みなさんに更新手続きのご協力いただき何とか 4 月を迎えます。事務局も体制を縮小せざるを得ませんが、迷惑をおかけしないよう頑張ります。ご支援・ご協力をお願いいたします。

T. Y

発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子

特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内

TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344

Email : jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp

